

和光市 報道発表資料 令和2年11月12日

タイトル	固定資産税及び都市計画税の課税誤りについて
------	-----------------------

いつ 実施日時・工期	令和2年11月12日
どこで 会場・開催地等	和光市役所 総務部 課税課
だれが 主催者・関係者	固定資産税及び都市計画税の納税義務者
なにを 事業内容など	<p>令和3年度の評価替えに向けて、土地の評価替え作業を行っていたところ、固定資産税及び都市計画税を過大に課税徴収していたことが判明いたしました。</p> <p>対象件数 8件</p> <p>対象年度 平成15年度から令和元年度まで</p>
なぜ 目的・理由	<p>本来土地に対する固定資産税及び都市計画税が課税される年の1月1日（賦課期日）において、住宅やアパート等の敷地として利用されている土地（住宅用地）については特例措置があり、税額が軽減されます。今回の課税誤りの内容につきましては、対象の土地の上に立つ住宅戸数の判定を誤っていたこと及び住宅建替え時の適用見直し漏れにより、住宅用地の特例適用がされておりました。</p>

<p>ど う し た 経緯・経過</p>	<p>補正予算成立後、速やかに還付返還手続きを取り、3月末までにすべての還付及び返還処理を完了する予定です。</p> <p>また、本件を受けて、適正な土地評価を行うべく、職員への土地評価における法令等解釈の周知徹底を図っていきます。</p>
<p>金 額</p>	<p>還付金額 4,540,000円（本税及び還付加算金等含む）</p>
<p>そ の 他</p>	
<p>問い合わせ先 担 当 課</p>	<p>課 名 和光市 総務部 課税課 氏 名 鈴木 克 明 電 話 048-464-1111（内線2263）</p>